

令和 8 年度「海外向け情報発信事業」業務委託仕様書

1 委託事業名

海外向け情報発信事業

2 事業目的

大阪府では、万博後の成長戦略として「Beyond EXPO 2025」を策定し、この中で、ライフサイエンス分野の国際会議、スタートアップイベントの開催、万博を機に構築した海外ネットワークを活かした戦略的なビジネス交流、国際金融都市 OSAKA の実現に向けた取組などを進め、国内外から投資を呼び込み、世界に伍する経済力・都市力の実現をめざすこととしている。

「海外向け情報発信事業」は、こうした国際的なイベントや戦略的なビジネス交流等の機会に合わせ、交流先の国や地域に向けて、海外メディアや SNS を活用してタイムリーに情報を発信し、対面で交流できない層にも幅広くアプローチすることで、国内外における大阪への認知・関心の向上、ひいては大阪の経済成長等の実現をめざすことを目的とする。

※戦略的なビジネス交流等を行う国・地域を本仕様書では「ターゲティング国・地域」という。主な交流等の取組については、別紙参照。国・地域の記載があるので、参考にすること。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

28,800,000 円（税込み）

5 基本事項

(1) 本事業で使用する WEB ページ、発信媒体について

<WEB ページ>

OPEN !! OSAKA ~Information site for people starting a business in Osaka~

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020050/renkei/openosaka/index.html>)

<海外メディア向け PR ワイヤ>

My newsdesk (<https://www.mynewsdesk.com/osaka-prefecture>)

<SNS アカウント>

LinkedIn	https://www.linkedin.com/company/osaka-prefecture-business-and-investment/
Facebook	https://www.facebook.com/osakaprefjp
Instagram	https://www.instagram.com/osakaprefpr_jp
X	https://twitter.com/osakaprefPR_jp
YouTube	https://www.youtube.com/@OsakaPrefPR_jp

(2) 本事業の活動指標及び成果指標

業務を通じ、以下の指標を達成すること。

<活動指標>

海外メディア向け説明会：2回以上

ファムトリップ：1 回以上

海外メディア向けプレスリリース配信数：月2 回以上

SNS（LinkedIn、Facebook、Instagram、X）の投稿回数：それぞれ毎月10 回以上

情報発信に係る研修：年6 回以上

＜成果指標＞

海外メディアによる記事掲載数：60 件以上（うち10 件以上はターゲット国・地域における大手経済メディアを含めること。）

LinkedIn フォロワー増加者数：1,000 人以上（R7 年度末比）

LinkedIn 広告投稿のクリック率：1.0%以上

6 委託業務内容及び提案を求める内容

（1）及び（2）の内容全てを効果的に組み合わせて、メディア・SNS 活用戦略を策定したうえで実施すること。提案にあたっては、「Beyond EXPO 2025」、「大阪の副首都構想」等、府に関する知見を深めるとともに、国内外の社会動向や市場動向、海外メディア・ビジネス層等の関心等を踏まえること。

（1）海外メディアを通じた情報発信

海外メディアとのリレーションシップを構築し、大阪に関する正確かつポジティブな記事掲載に向け、以下の業務を実施すること。

① 海外メディア向け説明会

- 外務省発行「外国記者登録証」保持者や日本外国特派員協会会員等の海外メディア記者を対象に、2 回以上、説明会を開催すること。
- 説明会は、日本外国特派員協会で行うことを想定しているが、メディアへ向けた発信に、より効果的な東京都内の他の会場での開催を妨げない。
- 2 回のうち1 回は、大阪府知事による会見を想定している。その他は、ターゲット国・地域との交流の取組と連動した内容や府の重要施策に関する内容等について実施することとし、これらの内容について発信力・影響力を有する人物を選定し、登壇を調整すること。
- 説明会のテーマ設定、登壇者選定、プログラム作成等、海外記者の関心を踏まえた企画案を作成し、府と協議・調整の上、決定すること。
- 説明会会場との調整は原則、受託者において行うこととする。ただし、会場によっては、府において調整を行う場合があるので、受託事業者は調整のサポートを行うこと。
- 登壇者との調整は原則、受託者において行うこととし、登壇にかかる旅費・宿泊費等の経費は委託料に含めること。ただし、登壇者が府職員の場合は、府において調整や旅費等の負担を行う。
- 説明会には、企業の意思決定層や投資家等を購読者（ユーザー）にもつ大手経済メディアなど、影響力のあるメディアを参加させること。知事の会見の回においては、1 社以上、大手経済メディア（Financial Times、Reuters、Bloomberg 等を想定）を含めること。
- 説明会後の記者からの問合せへの対応、記事作成のフォローアップ等を行い、記事化等について大阪府に随時報告すること。

② ファムトリップ

- 海外から記者やインフルエンサーを大阪に招聘し、1 回以上、ファムトリップを実施すること。1 回の招聘者は3 名以上とする。
- ファムトリップの招聘者による継続的な記事化や SNS 投稿が実現されるよう、取材

先や訪問者等を選定し行程を組み立て、ファムトリップを運営すること。

- ファムトリップの内容（時期、取材先、訪問者、招聘者等）については、府と協議・調整の上、決定すること。
- 招聘者は、ターゲティング国・地域の大手経済メディアの記者・インフルエンサー、あるいは、大阪が強みを有し交流を強化する分野の記者・インフルエンサーなどから選定すること。なお、インフルエンサーについては、原則、LinkedIn フォロワー2万人以上の者とする。
- 招聘者との調整は受託者において行うこととし、招聘にかかる旅費・宿泊費等の経費は委託料に含めること。
- ファムトリップ後の招聘者からの問合せへの対応、記事作成のフォローアップ等を行い、記事化や投稿について大阪府に随時報告すること。

③ 海外メディア向けプレスリリース配信

- 海外メディア向けPRワイヤー「Mynewsdesk」を運用し、月2回以上、配信を行うこと。海外発信に効果的な他のPRワイヤーでの実施を妨げない。
- リリースを受信した記者による記事化を獲得できるよう、ターゲティング国・地域との交流の内容、大阪が強みを有する分野、大阪の都市プレゼンスを高める情報、海外メディアの関心が高い内容等について、リリースを企画・作成・英訳すること。
- リリース内容や配信スケジュール、配信先メディアについては、府と協議・調整の上、決定すること。
- 記者からの問合せへの対応、記事作成のフォローアップ等を行い、記事化について大阪府に随時報告すること。
- 契約期間中において、＜活動指標＞及び＜成果指標＞を下回ることが想定される場合に、これらの指標を達成するための方策を、府と協議の上、受注者の責任において実施すること。

④ 効果検証・サポート

- 海外メディアの活用による、大阪の認知・関心の高まりを検証する効果的な手法及び指標を示し、分析すること。
- 効果検証を踏まえ、より効果的なメディアの活用、発信すべきテーマなど、本事業推進にあたっての助言・提案を行うこと。
- 大阪府が将来にわたり、海外メディアを通じた発信を継続していけるよう、記者との関係構築に向けたサポートを行うこと。

【提案を求める内容】

- 海外メディア・SNS活用戦略
「海外メディアを通じた発信」、「SNSを通じた発信」及び「交流」が相乗効果を発揮し、効果的に海外に情報を届けていくための戦略
- ① 海外メディア向け説明会
 - ・ 時期、日程、内容
 - ・ 調整可能な登壇候補者及び海外メディア（可能な理由（独自のネットワーク等））
- ② ファムトリップ
 - ・ 時期、日程、取材先、訪問者
 - ・ 招聘可能な記者・インフルエンサー（可能な理由（独自のネットワーク等））
- ③ 海外メディア向けプレスリリース配信
 - ・ リリースの企画案、配信スケジュール、配信先
- ④ 効果検証・サポート
 - ・ 検証手法及び指標

(2) SNS を通じた情報発信

府が運用する SNS (LinkedIn、Facebook、Instagram、X、YouTube) の発信力・信頼性向上、フォロワー獲得に向け、以下の業務を実施すること。実施にあたっては、それぞれの媒体特性及び広告や投稿の内容を踏まえ、有効に活用すること。

① SNS ターゲティング広告

- LinkedIn の発信力・信頼性を強化していくため、LinkedIn での広告を実施すること。
- (1) の「海外メディアを通じた発信」やターゲティング国・地域との交流の取組等と連動させ、大阪の認知、関心を確実に高められるよう、時期・期間・ターゲット等を工夫し、効果的に実施すること。
- LinkedIn と他の SNS 広告を組み合わせることで、相乗効果を生み出し、エンゲージメントの獲得等が見込まれる場合、他の SNS における広告実施を妨げない。
- 契約期間中において、＜活動指標＞及び＜成果指標＞を下回ることが想定される場合に、これらの指標を達成するための方策を、府と協議の上、受注者の責任において実施すること。

② SNS 発信コンテンツの制作

- LinkedIn、Facebook、Instagram、X から発信するコンテンツ（投稿文や画像等）の制作を行うこと。なお、受託者による制作本数は SNS ごとに月 3 本以上とする。
- ＜活動指標＞にある投稿回数（それぞれ毎月 10 回以上）の内、受託者において制作するコンテンツ以外は、府が制作するので、受託事業者は業務内容（3）に基づき、SNS 投稿前の画像、動画、投稿文の添削を行うこと。

③ 効果検証・サポート

- SNS の活用による、大阪の認知・関心の高まりを検証する効果的な手法及び指標を示し、分析すること。また、広告及び投稿への接触後の行動（ランディングページへの遷移等）を捕捉する手法も示し分析すること。
- 分析結果は月次報告書として提出すること。提出期限は翌月の 15 日までとする。
- SNS を通じた府からの一方的な発信に留まらない、ユーザーとの双方向の関係に基づく活用方法を提示し、実施に向けサポートすること。
- この他、効果検証等を踏まえ、より効果的な SNS の活用、ターゲティング国・地域の公的機関等の SNS アカウントとの効果的な連携など、本事業推進にあたっての助言・提案を行うこと。

〔提案を求める内容〕

① SNS ターゲティング広告

- 広告プラン
（広告の種類、ターゲット設定、単価、期間、頻度など）
- 期待される広告効果
（フォロワー数・インプレッション数・クリック率等の増加とその理由など）

② SNS 発信コンテンツの制作

- 発信するコンテンツ（投稿文や画像など）の内容

③ 効果検証・サポート

- 検証手法及び指標
- SNS の効果的な活用方法

(3) 情報発信力向上に向けた研修

大阪府では庁内人事制度を活用し、SNS 発信や動画編集等のスキルを有する職員が、部局の枠を超えて広報・PR のサポートを行っており、こうした取組を通じ、職員のスキルの活用・向上を図っている。さらなる庁内の情報発信力強化に向け、以下の業務を実施すること。

- 運用中の SNS や「Mynewsdesk」を活用した大阪府の職員向け研修を、6回以上、実施すること。研修は、段階的にスキルアップできる実践的なプログラムとすること。

【研修内容の想定（例示）】

- SNS を活用した戦略的な海外 PR・自治体ブランディング
- デザイン性の高いコンテンツ制作に向けた動画や画像編集ソフトの活用
(昨年度は DaVinci Resolve 無料版及び CANVA 無料版を利用。他の有用なソフトの活用を妨げない。)
- SNS 投稿にあたり、留意すべき SNS の特性やトレンド、ユーザー視点
- SNS のデータ分析を踏まえた投稿内容の改善方法
- 海外メディアの視点を踏まえたリリース原稿の書き方
- 大阪府からの求めに応じ、SNS 投稿前の画像、動画、投稿文の添削を行うこと。
- 研修の内容や「海外メディアを通じた情報発信」及び「SNS を通じた情報発信」における助言・提案の内容を踏まえ、将来にわたり府が活用できる海外向け情報発信のマニュアルを作成すること。

〔提案を求める内容〕

- 研修実施体制、専門知識
- 研修プログラムの内容（スケジュール、頻度、手法等）
- 情報発信マニュアルの案

(4) 翻訳

- 5(1)に記載の WEB ページ及び SNS に掲載する文章等（画像や動画内に含まれる日本語を含む）の日本語から英語への翻訳を行うこと。
- 原則、掲載日の5営業日前までに大阪府からの翻訳依頼を受け、2営業日前までに翻訳文を提出すること。
- SNS の翻訳にあたっては、リーチ数やインプレッション数が伸びるよう、SNS の特性やターゲット層の視点を踏まえた表現を用いること。
- ネイティブチェックを必ず行うこと。また、翻訳者及びネイティブチェック担当者とは別の担当者において、翻訳の誤りや抜け・漏れの有無等を確認すること。
- 大阪府より修正、変更の指示があった場合は速やかに対応すること。

〔提案を求める内容〕

- 翻訳の体制及び翻訳に携わる者の実績

(5) 動画の更新

- 過年度に制作し YouTube で公開している動画に関し、更新が必要なものについて対応すること。
※データの更新等を想定。
- 更新にあたっては、大阪府と協議・調整のうえ、実施すること。

(6) 事業の実施体制等の策定

(1)～(5)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、計画を立てて進行管理を行うこと。

- 契約期間全体の業務スケジュールを策定し、その実施について十分な体制を継続的に維持すること。
- 提案内容を遂行する実施体制・人員において、過去に本事業（海外への発信、情報発信に係る研修等）と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。

〔提案を求める内容〕

- ・ 事業実施体制及び人員
- ・ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績、独自の海外ネットワーク等）
- ・ 契約期間内の業務スケジュール

7 委託事業の実施上の留意点

- ・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・ 受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- ・ 業務の遂行に当たり、府と定期的な打ち合わせを行うものとする。打合せの実施方法や実施頻度については、業務の進捗を踏まえつつ協議の上進める。
- ・ 本事業の実施内容が目標達成に向けて十分な効果を発揮していないと認められる場合、大阪府は受託者に対し改善策の提出を求め、必要に応じて業務内容の見直し及び具体的な改善指示を行うことができるものとする。受託者は大阪府と協議の上、速やかに改善措置等を講ずること。
- ・ 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理し、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- ・ 大阪府から受託者に対し、必要に応じて事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。
- ・ 事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。

8 成果物の提出

大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

① 実施報告書

PDFでメール送付及びA4サイズ1部提出

② 「海外メディアを通じた情報発信」による露出実績

- ・ 掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS等での配信動画について、取りまとめた報告書（※CD-R等に格納のこと）。
- ・ 放送された動画については、電子データ（CD-R等）で提出すること。

③ 情報発信マニュアル

PDFでメール送付及びA4サイズ1部提出

- ・ 制作物等の著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。
- ・ 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者において速やかにその誤りを訂正すること。

9 その他

(1) 守秘義務等について

- ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任にお厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ・受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
- ・契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

- ・受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で、大阪府及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・受託者の制作物については、著作権は大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても、大阪府が自由に無償で使用できるものとする。また、受託者は業務の実施に伴い生じた著作者人格権を行使しないものとする。

(4) その他留意事項について

- ・大阪府は、特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費も含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。